

事務連絡
令和7年3月31日

介護保険サービス事業所・施設 管理者 様

滋賀県医療福祉推進課長
(公 印 省 略)

教育訓練給付制度の活用について(通知)

平素は、本県の医療福祉の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。
さて、令和7年(2025年)4月1日より滋賀県介護支援専門員法定研修の一部が教育訓練給付制度の講座指定を受けました。

つきましては、介護支援専門員の皆様に当制度を積極的にご活用いただきたいため、貴事業所介護支援専門員の皆様へ当制度の周知にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

●教育訓練給付制度とは

教育訓練給付制度とは、労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。

●新たに指定を受けた講座

≪一般教育訓練(令和7年4月1日以降申し込みの研修が対象です。)≫

研修名	口座の指定番号
現任研修(専門課程Ⅰ)	2522004-2510012-2
更新研修(専門課程Ⅰ)	2522004-2510022-5
主任介護支援専門員更新研修	2522004-2510032-8

*滋賀県社会福祉協議会が担当する法定研修も「一般教育訓練給付」の指定を受けました。

研修名	口座の指定番号
主任介護支援専門員研修	2522007-2510012-8

●支給申請について

申請者は所定のお手続きをハローワークや研修機関にて行っていただく必要があります。詳細は別添チラシや厚生労働省 HP をご確認ください。

滋賀県健康医療福祉部 医療福祉推進課
介護・福祉人材確保係 梅染
TEL:077-528-3597
FAX:077-528-4851
Mail:kaigojinzai@pref.shiga.lg.jp